

**南丹市障害者計画及び
第3期障害福祉計画**

平成24年3月

南丹市

はじめに



南丹市では、障がいのある人のその人らしい自立と社会参画を目指し、「南丹市障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定いたしました。本計画の内容は、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念に基づき、施設の整備やバリアフリー化、障がいのある人の社会参加の促進など、障がいのある人のための福祉サービスのあり方を総合的に検討し、バランスのとれた障がい者福祉サービスの提供体制の充実などの基本的視点を定めております。

計画を推進するために、市行政を中心とする福祉サービスはもちろんのこと、地域での「ささえあい」、「たすけあい」など、地域を視点とした新たな取り組みが重要となっています。本計画の推進にあたっては、保健・福祉分野のみならず、雇用や教育、医療等の関連する分野の関係者や関係団体、施設や事業所、障がいのある人の団体など幅広い分野の人の協力が不可欠です。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、また社会参加や就労が促進されるように、障がいのある人を支援する仕組みづくりや社会参加できる環境を整備し、計画を着実に推進して参ります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました「南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関ならびに関係団体の皆様に対し、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成24年3月

南丹市長 佐々木 稔納

目 次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ及び性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 計画の基本方針	5
1 計画の基本理念	5
2 計画の基本的視点	5
3 計画の基本目標	6
4 計画の施策体系	9
第3章 本市の障がいのある人を取り巻く状況	13
1 人口の動向	13
2 身体障がいのある人の状況	14
3 知的障がいのある人の状況	16
4 精神障がいのある人の状況	16
5 アンケート調査の概要	17
第4章 基本目標別の施策内容	47
1 とともに育ち、ともに学ぶために	47
2 働く場や生きがいの創出のために	52
3 すこやかにくらしのために	55
4 自立した生活をおくるために	57
5 安全で快適なくらしのために	61
6 共感しあえる地域づくりのために	64
第5章 重点を置いて推進したい課題	66
1 生涯にわたる障がい者支援の包括的支援システムの構築	66
2 障がい者の親なき後の支援施策	67
3 重度重複障がい者（児）の支援の充実	67
4 最も支援を必要とする人へのセーフティネットを確立する	67
5 障がい者支援サービス事業所の拡大と多様なサービス体系の構築	67
6 中山間地域での本格的な就労支援システムの構築	68
第6章 障がい福祉サービスの推進及び地域生活、一般就労への移行の数値目標	69
1 訪問系サービス	69
2 日中活動系サービス	70
3 居住系サービス	74
4 相談支援	76
5 施設入所利用者の地域生活への移行	77
6 福祉施設から一般就労への移行	78

第7章 地域生活支援事業の見込み.....	79
1 必須事業.....	79
2 その他のサービス（任意事業）.....	82
第8章 計画の推進に向けて.....	84
1 進行管理体制の確立.....	84
2 計画の点検・評価の方策.....	84
3 府・近隣市町等との広域連携の方策.....	84
資料編.....	86
1 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱.....	86
2 南丹市地域自立支援協議会・南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画 策定委員会 委員名簿.....	88
3 計画策定経過.....	89

● 「障がい」の表記について

1. 本市における「障がい者」の表記について

本市においては、平成18年11月17日に開催された「第1回南丹市身体障害者福祉大会」において、「障がい者」の表記についての提言がなされ、「障がい者」に対してより不快感を与えないよう、「害」を「がい」とひらがなで表記するよう改めるものとなりました。

■ 第1回南丹市身体障害者福祉大会の資料より

「障がい者」の表記について

「障害者の害の字が不快感を与えて好ましくない」という提言が全国的に広がっています。

一般的に「障がい者」の“害”の字には「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すとき“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものとかんがえられます。

このような理由から、南丹市身体障害者福祉会が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることに取り組んでいきます。

2. 表記の基準

(1) 人を形容する場合はかな表記

「障害」という言葉が人を形容する場合は「障がい」と表記します。
対象が人ではない場合は「障害」と表記します。

例：障害者→障がい者、身体障害→身体障がい、障害物→障害物 など

(2) 国の法令等、他の地方公共団体の条例等、法人・団体名等、固有名詞による表記

名称、固有名詞などは、変更せずに表記とします。

例：身体障害者手帳、障害福祉係、障害者福祉サービス事業所 など